平成２８年（フ）第５号
香川県坂出市林田町2895番地５
債務者　荻野　秀樹
１　決定年月日時　平成28年５月23日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石井　研也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月29日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第２６３号
神戸市中央区布引町２丁目４―18ヴィラ布引201、住民票上の住所兵庫県川西市緑台４丁目７番地の23
債務者　土居　俊文
１　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　谷口　芙美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月４日午前10時
５　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２２号
山形県酒田市十里塚字村東山北１番地の25
債務者　高橋　康平
１　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２８年（フ）第２２１号
埼玉県新座市北野２丁目６番18号　藤宮荘101号室
債務者　前田由美子
１　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３６７号
埼玉県戸田市新曽南２丁目７番７―305号、旧住所埼玉県戸田市大字新曽1044番地　グレースＡ―101号室
債務者　小松　聖也
１　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３７５号
さいたま市中央区上落合６丁目９番41号　ウッドハウスⅡ206号
債務者　中西　　勉
１　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４０７号
埼玉県蓮田市大字黒浜1743番地
債務者　関　利枝子
１　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４１１号
さいたま市中央区下落合７丁目３番37号　コーポＥ201
債務者　後藤　英昭
１　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５２５号
さいたま市北区別所町48番地２　サンライフM101号室
債務者　中島　和也
１　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４６号
埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台南３丁目１番地５　サンライト杉戸高野台Ｅ棟502
債務者　島津　康弘
１　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１８５号
埼玉県越谷市大字袋山340番地５
債務者　鈴木　芳子
１　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２１０号
埼玉県八潮市緑町２丁目15番地８　パストラルハイツ201、旧住所埼玉県八潮市大字伊勢野127番地21
債務者　望月香代子
１　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２２４号
埼玉県草加市苗塚町314番地　マンションスメール305号
債務者　舘　　光也
１　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２４４号
埼玉県越谷市瓦曽根３丁目１番１号　グランディールＡ202
債務者　小笠原由紀夫
１　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２５３号
埼玉県越谷市東越谷１丁目19番地９　アイダハイツ３　201号
債務者　竹下貴代美
１　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１３号
埼玉県秩父郡長瀞町大字長瀞1302番地２
債務者　中畝　佳代
１　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係